

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 庁舎建設に関する事務調査について (庁舎建設特別委員長報告)
- 第6 同意第5号 教育委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 第7 議案第24号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第8 議案第25号 北方町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第9 議案第26号 物品売買契約の締結について（新庁舎備品） (町長提出)
- 第10 議案第27号 物品売買契約の締結について（新庁舎家具） (町長提出)
- 第11 議案第28号 北方町道路線の廃止について (町長提出)
- 第12 議案第29号 北方町道路線の認定について (町長提出)
- 第13 議案第30号 平成27年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについて (町長提出)
- 第14 議案第31号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについて (町長提出)
- 第15 議案第32号 平成27年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについて (町長提出)
- 第16 議案第33号 平成27年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについて (町長提出)
- 第17 認定第1号 平成26年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第18 認定第2号 平成26年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第19 認定第3号 平成26年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第20 認定第4号 平成26年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第21 認定第5号 平成26年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

出席議員 (10名)

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 杉本真由美 | 2番 | 安藤哲雄 |
| 3番 | 安藤巖 | 4番 | 鈴木浩之 |
| 5番 | 安藤浩孝 | 6番 | 伊藤経雄 |
| 7番 | 立川良一 | 8番 | 戸部哲哉 |
| 9番 | 井野勝巳 | 10番 | 日比玲子 |

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----------------|------|
| 町長 | 室戸英夫 | 副町長 | 奥田克彦 |
| 教育長 | 西原朗 | 総務課長 | 奥村英人 |
| 防災安全課長 | 後藤博 | 税務課長 | 加藤章司 |
| 教育課長 | 有里弘幸 | 住民保険課長 | 臼井誠 |
| 福祉健康課長 | 林賢二 | 健康づくり担当課長 | 大塚誠代 |
| 上下水道課長 | 川瀬豊 | 都市環境課 技術調整監 | 窪田吉泰 |
| 都市環境課長 | 山田潤 | 会計室長 | 松井敦 |

職務のため出席した事務局職員の氏名

| | | | |
|--------|-------|------|------|
| 議会事務局長 | 安藤ひとみ | 議会書記 | 山田彰紀 |
| 議会書記 | 堀創二郎 | | |

○議長（立川良一君） おはようございます。

9月1日ということで、朝夕めっきり涼しくなってきました。日本の国というのは、天災というんですか、台風、地震、噴火、いろんなことが起こりますけれども、幸い北方町は大過なく過ぎてまいります。大変ありがたいことだと思っております。

ただいまから平成27年第5回北方町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、2番 安藤哲雄君及び3番 安藤巖君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（立川良一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月7日までの7日間にしたいと思えます。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月7日までの7日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（立川良一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から例月出納検査の結果、西濃環境整備組合議会などの報告をさせます。

○議会事務局長（安藤ひとみ君） 6月定例会以後の報告をさせていただきます。

7月15日、8月19日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、組合会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。

平成26年度の各会計の決算審査について、6月16日に上水道事業会計を、7月22日、23日に下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を、8月3日、4日、5日に一般会計決算審査及び各基金の運用状況審査と財政健全化審査、上水道事業会計・下水道事業特別会計経営健全化審査が行われました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

8月21日、第2回評議員会がふれあい福寿会館で開催されました。

平成26年度決算について、歳入1,207万1,924円、歳出1,103万450円、差し引き104万1,474円を平成27年度へ繰り越し、原案のとおり承認されました。

また、10月に開催される定期総会の運営などについて決定されました。

次に、西濃環境整備組合議会についてであります。

8月17日、第2回定例会が開催されました。

正・副議長の選挙後、議案第4号 平成27年度補正予算（第1号）を定めるについて、議案第5号 西濃環境保全センター流動床炉基幹的設備改良工事請負契約について、議案第6号 西濃環境保全センター溶融炉基幹的設備改良工事請負契約について、認定第1号 平成26年度歳入歳出決算の認定については、歳入20億5,688万1,966円、歳出20億2,591万4,156円、差し引き3,096万7,810円のうち878万円が基金に繰り入れられました。

次に、7月22日、主要地方道岐阜関ヶ原線道路建設促進期成同盟会定期総会が開催されました。

平成26年度決算について、収入総額167万7,832円、支出総額37万1,623円、差し引き130万6,209円を平成27年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成27年度予算については、収入・支出それぞれ170万7,000円で、前年比較2万9,000円の増となっています。北方町の負担金は5万円で原案のとおり承認されました。

なお、要望決議として、地方が必要とする道路整備が着実に実施できるよう十分な道路予算を確保することと、全線の早期完成のため、本巢市内第2期工区の4車線化事業の推進及び樽見鉄道との交差部の鉄道高架工事の早期着工などが決議されました。

7月29日、東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会総会が開催されました。

平成26年度決算について、収入総額459万1,840円、支出総額98万5,542円、差し引き260万6,298円を平成27年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成27年度予算については、収入・支出それぞれ332万6,000円で、前年比較26万6,000円の減となっています。北方町の負担金は1万6,000円で原案のとおり承認されました。

なお、西回り区間全線開通のため、事業費の確保と強硬な推進を図ることなどの要望が決議されました。

8月19日、国道157号線整備促進期成同盟会定例総会が開催されました。

平成26年度決算について、収入総額57万2,524円、支出総額3万5,270円、差し引き53万7,254円を平成27年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成27年度予算については、収入・支出それぞれ64万8,000円で、前年比較7万5,000円の増となっています。北方町の負担金は1万1,000円で原案のとおり承認されました。

なお、提言決議として、施工中の工区の事業促進並びに長嶺から温見峠を経て熊河に至る区間の抜本的な改良事業の早期着工などが決議されました。

次に、配付物の関係であります。

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情、住民の安全・安心を支え

る国土交通行政の体制・機能の充実を求める陳情書、庁舎建設特別委員会の報告書の写しを配付しておきました。

以上、報告いたしました会議などの資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（立川良一君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（立川良一君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、私のほうからは、行政報告を3点申し上げたいと思えますので、よろしく願いいたします。

まず第1点は、岐阜県後期高齢者医療広域連合の定例会報告でございます。

まず、議案として出されました1つは、平成27年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60億4,177万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,300億8,400万6,000円とするものでございます。

簡単な内訳を申し上げたいと思えます。

まず、歳入についてでございます。

市町村支出金、これは市町村の負担金でございますが、そのうち療養給付費の負担分の過年度分が返戻をされた金額でございます。1億7,628万7,000円。国庫支出金が、国庫補助金の特別調整交付金が返戻分が4,000円、それから県支出金、これも市町村支出金と同様で、県の負担金のうち申し上げました療養給付費の負担金の過年度分の返戻分でございますが、1億933万2,000円。そして繰越金が57億5,615万1,000円でございます。

歳出につきましては、その申し上げました全額、つまり60億4,177万4,000円の償還金に充てられております。

この償還金の内訳は、療養給付費市町村負担金6億6,622万1,000円と、療養給付費の国庫負担金40億7,859万9,000円、高額医療費の国庫負担金として228万2,000円、高額医療費の県負担金として228万2,000円、後期高齢者交付金が12億5,740万3,000円、保険者機能強化事業費補助金として39万1,000円、特別調整交付金として754万2,000円、保健事業費市町村負担金として2,705万5,000円の精算による償還でございます。

次の議案は、岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行に伴いまして、特定個人情報の取り扱いに係る規定を整備するためのものでございますが、このための条

例を定めるものでございますが、非常に多岐にわたっておりますので、詳細につきましては割愛をさせていただきたいと存じます。

次の議案が、平成26年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

まずは、一般会計から御報告を申し上げたいと存じます。

収支につきましては、歳入総額が2億4,948万7,505円に對しまして、歳出総額は2億1,905万738円でございますから、実質収支額が3,043万6,767円ということになりました。

歳入の主なものにつきましては、市町村が負担をする分担金及び負担金が2億1,023万3,982円で、収入総額の84.3%を構成することになっております。

歳出は、総務費、人件費でございますけれども、2億1,757万3,436円で、これは歳出総額の99.3%の構成比ということになるわけでございます。

なお、財政調整基金の年度末の残高は1,010万154円ということになっております。

また、特別会計につきましては、2,311億3,416万9,797円の収入総額に對しまして、2,202億5,135万9,370円の歳出総額で、実質収支額は1,088万2,810円となったところでございます。

歳入の主なものは、支払基金交付金が888億3,211万9,887円で、この全額が後期高齢者交付金に對しまして、歳入総額の38.4%を占めております。国庫支出金は、現年度の療養給付費負担金が546億455万1,628円と、普通調整交付金が194億794万1,000円の合計762億1,315万9,155円で、構成比は33%でございます。市町村支出金は377億3,026万3,556円で16.3%の構成比となっております。

歳出は、保険給付費が大半でございます。2,129億7,874万4,457円、これは歳出の96.7%を占めておるわけでございます。

なお、同会計の医療制度臨時特例基金の残高は2億9,653万530円でございます。

次の議案は、岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでございます。

議員のうちから選任されます同広域連合の監査委員につきましては、安八町長の堀正さんが選任同意を求められて、同意をされたところでございます。

以上、全議案につきまして、全会一致、議決された旨を御報告申し上げたいと思います。

2点目は、財政健全化に関する御報告でございます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項により、本町における平成26年度の実質収支比率及び実質赤字比率について御報告をさせていただくものでございます。

お手元に配付させていただいております監査委員による財政健全化審査意見書でも明らかとなり、一般会計、特別会計ともに黒字でございますので、算定されないことになっておるのでございます。

御参考までにその比率を申し上げますと、一般会計では5.83%、連結会計では25.53%でございます。また、実質公債費率につきましては10.9%、将来負担比率につきましては16.1%という数字でございます。したがって、いずれの数値も早期健全化基準及び財政再生基準に定められて

おります数値以内でありますので、財政の健全化は維持されておるということを御報告をさせていただきます。

次に、同法第22条による公営企業の健全化を見ます資金不足比率につきましては、上水道企業会計及び下水道事業特別会計ともに資金の不足が発生しておりませんので、算定をされておられません。つまり経営健全化基準値以内であります。

御参考までに、それぞれの黒字比率を申し上げますと上水道企業会計は332.1%、下水道事業特別会計は6.1%という数字でございます。

以上、御報告を申し上げたいと思います。

最後は、専決処分の御報告でございます。

平成27年6月21日午後3時ごろ、岐阜市菅生1丁目1番27号、伊藤晴子所有のレクサスCT、登録番号は岐阜338のらの39でございますが、岐阜県本巣郡北方町北方1348番地の1、円鏡寺公園駐車場に駐車をしようとしたところ、一部破損をしておりました側溝のグレーチングのふたがはね上がりまして、車両の底面に接触をし損傷をしたのでございまして、町は同人と和解をして、その損害額を賠償することといたしました。賠償金額は25万9,454円でございます。

これは地方自治法180条第1項の規定によりまして、議会の議決によって指定をされております事項についてでございますので、その専決処分をそれに基づいて専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げるものでございます。

以上でございます。

○議長（立川良一君） これで行政報告を終わります。

日程第5 庁舎建設に関する事務調査について

○議長（立川良一君） 日程第5、庁舎建設に関する事務調査についてを議題といたします。

庁舎建設特別委員長の報告を求めます。

伊藤経雄君。

○庁舎建設特別委員長（伊藤経雄君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、庁舎建設特別委員会の調査報告をします。

委員会調査報告書。

1. 庁舎建設に関する事務調査について。

上記調査について、平成27年6月29日、7月10日、7月31日、8月6日に委員会を開催し調査を行ったので、会議規則第73条の規定により次のとおり報告します。平成27年6月29日、1) 庁舎カウンターについて、アーチ形のカウンターについて説明を受け、了承しました。2) 議場について、議場の家具について説明を受けました。

平成27年7月10日、議場レイアウトについて、案①から案⑥のレイアウトについて審議し、案①とすることを確認しました。2) 議場の家具について、椅子について、キャスター付きの椅子にすることを確認しました。3) その他、対面式の議場がある半田市役所へ視察に行くことを確

認しました。

平成27年7月31日、庁舎の視察、半田市役所の視察を行い、議場について防災対策関係等の説明を受け、庁舎内の見学を行いました。

平成27年8月6日、議場レイアウトについて、7月10日に確認した案①のレイアウトから議員席を10席に変更することを確認しました。2) 委員会室レイアウトについて、案①から案③のレイアウトについて審議し、案②とすることを確認しました。

余談ですけれども、昨日8月31日に鉄骨建て方の清め式に、私個人が出席させていただきました。

以上、委員会の報告を終わります。

○議長（立川良一君） 庁舎建設特別委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

日程第6 同意第5号

○議長（立川良一君） 日程第6、同意第5号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、私のほうから同意案件の第5号について御説明をさせていただきますと存じます。

現在、教育委員長であります林明夫氏の任期が、来る9月30日に到来をいたしますので、引き続き教育委員として任命をしたいので、議会の御同意をお願いするものでございます。

氏は、お手元に配付のとおり、_____生まれの66歳で、岐阜県本巣郡北方町_____の在でございます。昭和46年に金沢大学法学部を卒業後、同大学大学院法学研究科を修了。その後、教職につかれまして、平成21年3月本巣市立真桑小学校長を定年退職された後、平成22年4月から本町の教育委員として就任され、御活躍をいただいております。

人格高潔、教育、学術及び文化に識見を有する人物でありますことは申し上げるまでもございません。御同意いただけますようお願いを申し上げます。

○議長（立川良一君） これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから同意第5号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号は同意することに決定をいたしました。

日程第7 議案第24号から日程第21 認定第5号まで

○議長（立川良一君） 日程第7、議案第24号から日程第21、認定第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、議案第24号から順次提案御説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第24号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条及び第7条に規定をする通知カード並びに個人番号カードの再交付手数料について定めるとともに、住基台帳カード交付終了に伴い手数料を削除する必要があるため、本条例を制定しようとするものでございます。

議案第25号 北方町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

奨励金を受けることができる指定事業者の交付要件のうち、工場等の新設と増設または移設の場合を区分して規定するために、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第26号 物品売買契約の締結についてでございます。

新庁舎建設に伴い備品購入を行うためにその売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

議決内容につきましては、契約の方法として指名競争入札を採用いたしました。契約の金額は6,717万6,000円でございます。納期は、本契約締結の日から平成28年3月2日までといたしております。契約の相手方につきましては、岐阜県羽島郡笠松町友楽町7番1、株式会社小見山家具製作所、代表取締役 小見山与志夫と契約をしようとするものでございます。

議案第27号、同じく物品売買契約の締結についてでございます。

新庁舎の建設に伴い家具の購入を行うためにその売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によって、議決を求めるものでございます。

議決内容につきましては、契約の方法として指名競争入札を採用させていただきました。契約の金額は2,049万8,400円でございます。納期につきましては、本契約締結の日から平成28年3月2日までといたしております。契約の相手方は、岐阜県羽島郡笠松町友楽町7番1、株式会社小見山家具製作所、代表取締役 小見山与志夫と締結しようとするものでございます。

次に、議案第28号 北方町道路線の廃止についてでございます。

高屋西部土地区画整理事業区域内の道路管理引き継ぎに伴い、お手元に印刷配付をいたしましたとおり、町道4号線ほか6路線を廃止するものでございます。

議案第29号 北方町道路線の認定についてでございます。

高屋西部土地区画整理事業区域内の道路管理引き継ぎに伴い、お手元に印刷配付をいたしましたとおり、町道4号線ほか7路線を改めて認定をさせていただくものでございます。

議案第30号 平成27年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,349万6,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億1,197万円とするものでございます。あわせて地方債補正の第2表のとおり変更することといたしております。

歳入につきましては、国庫補助金、社会保障・税番号制度対応システム改修や個人番号カード交付事務費補助金、諸収入、後期高齢者広域連合からの過年分返還金のほか、臨財債の2,360万6,000円が主なものでございます。

歳出における主なものは、総務費の総合行政システム等に係る委託料、庁舎建設移転による中間サーバー接続費用など、また民生費のもちの木作業所の空調設備修理費、福祉医療費の県補助金返還金、管外保育委託料などのほか、職員手当などの賃金に関するものとなっております。

議案第31号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてでございます。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ76万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億84万6,000円とするものでございます。

歳出は、人事異動による職員手当に変更が生じたことによるものでありまして、これに要する費用は一般会計から事務費として繰り入れされるものでございます。

議案第32号 平成27年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,681万7,000円とするものでございます。この補正は、岐阜県後期高齢者広域連合から保険事業負担金の26年度分の精算分として一旦受け入れた償還金を北方町の一般会計に償還するものでございます。

議案第33号 平成27年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについてでございます。

歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ41万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,511万7,000円とするものでございます。この補正も国保会計と同様、人事異動により職員手当の変更が生じたことによるものでございます。

次に、認定第1号 平成26年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成26年度北方町一般会計歳入歳出決算収支につきましては、歳入総額72億8,832万1,154円に対しまして、歳出総額は69億8,874万1,323円でございます。その差し引き額2億9,957万9,831

円ということになっております。そのうち継続費の逓次繰り越し3,657万5,880円及び明許繰り越し3,484万1,000円の翌年度に繰り越すべき財源総額7,141万6,880円を除く実質収支額は2億2,816万2,951円となりました。

認定第2号でございます。平成26年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成26年度北方町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算収支につきましては、歳入総額23億5,779万7,905円に対しまして、歳出総額は21億2,522万4,044円で、差し引き額は2億3,257万3,861円となりました。これにより実質収支額も同額で、その全額を翌年度に繰り越すことといたしております。

認定第3号でございます。平成26年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成26年度北方町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算収支につきましては、歳入総額1億6,431万941円に対しまして、歳出総額は1億5,891万1,841円で、差し引き額は539万9,100円となりました。これにより実質収支額も同額で、その全額を翌年度に繰り越すことといたしております。

認定第4号でございます。平成26年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成26年度北方町下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきましては、歳入総額7億2,485万5,229円に対しまして、歳出総額は7億944万7,298円で、差し引き額1,540万7,931円となりました。これにより実質収支額も同額でございます。その全額を翌年度に繰り越しさせていただきます。

認定第5号 平成26年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございます。

平成26年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算につきましては、収益的収入及び支出の項目中、収入の水道事業収益総額1億7,821万8,170円に対しまして、支出の水道事業費用総額は1億5,144万5,929円となりました。

一方、資本的収入及び支出項目では、収入の資本的収入総額が4,797万3,924円に対しまして、支出の資本的支出の総額は1億6万7,903円で、不足額5,209万3,979円は過年度分損益勘定留保資金として、当期の消費税・地方消費税資本的収支調整額とで補填をさせていただきます。

損益計算書につきましては、決算数値では本業の利益であります営業利益2,713万7,406円で、当期純利益が2,450万3,097円。したがって、未処分利益は1億9,682万6,238円でございます。

剰余金処分案は決算書6ページに表記のとおり、減債積み立て200万円と建設改良積み立て2,000万円を処分いたしまして、繰越剰余金は1億7,482万6,238円となったところでございます。あわせての御承認をお願い申し上げます。

以上、一括での御提案をさせていただきました。慎重審議の上、適切な御決定を賜りますよう

お願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにいたします。

○議長（立川良一君） お諮りします。議案調査のため、あす2日から3日までの2日間を休会することとし、本日はこれで散会をしたいと思えます。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、明日2日から3日までの2日間を休会とすることとし、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

第2日は、4日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

散会 午前10時11分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年9月1日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

